

学校感染症罹患報告書

学校保健安全法により、学校において予防すべき感染症には出席停止の期間が定められています。

この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は登校できません。医師の指示に従って、自宅で十分に休養し出席停止期間（下記参照）は必ず遵守していただきますようお願いいたします。

なお、登校再開時には下記に保護者の方がご記入の上、担任までご提出ください。

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は 5日間の適正な抗生物質製剤による治療が完了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹がすべて消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで※
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、溶連菌感染症ほか）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎発症日は、発熱などの症状が出た日を0日目、翌日を1日目と数えます。

※新型コロナウイルス感染症…出席停止期間における「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。

1. 診断名 _____

2. 発症日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____

症状（熱 _____ °C、 _____)

3. 受診日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____

医療機関名 _____

自宅にて検査キットを使用し陽性と判明したが、医療機関を受診せずに自宅療養した場合は、受診日欄に検査日、医療機関名に「自宅にて検査キット使用」と記入してください。

4. 欠席期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 () まで

上記のとおり、学校感染症に罹患していましたので報告します。

_____ 年 組 番 生徒氏名

_____ 保護者名（自筆）